

令和6年第2回

石川県議会定例会議案

(その二)

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第13号	令和6年度石川県一般会計補正予算（第2号）……………	1
議案第14号	令和六年能登半島地震復興基金条例について……………	3

議案第13号

令和6年度石川県一般会計補正予算(第2号)

令和6年度の石川県一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,979,989千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,166,110,989千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和6年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

令和6年6月7日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和6年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 154,295,000	千円 52,000,000	千円 206,295,000
	1 地方交付税	154,295,000	52,000,000	206,295,000
14 諸収入		61,170,556	3,979,989	65,150,545
	5 収益事業収入	3,800,000	3,979,989	7,779,989
歳入合計		1,110,131,000	55,979,989	1,166,110,989

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 復旧・復興費		千円 179,505,109	千円 55,979,989	千円 235,485,098
	1 復旧・復興費	179,505,109	55,979,989	235,485,098
歳出合計		1,110,131,000	55,979,989	1,166,110,989

議案第十四号

令和六年能登半島地震復興基金条例について

令和六年能登半島地震復興基金条例を次のように制定する。

令和六年六月七日提出

石川県知事 馳 浩

令和六年能登半島地震復興基金条例

(設置)

第一条 令和六年能登半島地震からの復旧及び創造的復興に要する経費の財源に充てるため、令和六年能登半島地震復興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（第四条及び第五条において「予算」という。）において定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合に限る、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

令和六年能登半島地震からの復旧及び創造的復興を図るため、令和六年能登半島地震復興基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。